

(参考) セーフティネット保証 4号の概要

1. 制度概要

- 災害その他の突発的な事由により経営の安定に支障を生じている特定地域内に属する中小企業者への資金供給の円滑化を図るため、信用保証協会が通常の保証限度額とは別枠で100%保証を行う制度。

(参考：信用保険法第2条第5項第4号)

災害その他の突発的な事由であって、その発生に起因して相当数の中小企業者の事業活動に著しい支障を生じており、かつ、その事業活動が特定の地域内に限られている認められるものとして経済産業大臣が指定するものに起因して、その地域内に事業所を有する中小企業者の相当部分の事業活動に著しい支障を生じていると認められる地域として経済産業大臣が指定する地域内に事業所を有する中小企業者であり、かつ、当該中小企業に係る取引の数量の減少その他経済産業大臣が定める事由が生じているためその経営の安定に支障を生じていると認められること。

2. 対象中小企業者（認定要件）

- 指定を受けた地域において1年間以上継続して事業を行っており、かつ、自然災害等の影響を受けた後、原則として最近1か月間の売上高又は販売数量（建設業にあっては、完成工事高又は受注残高。以下「売上高等」。）等が前年同月比で20%以上減少し、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期比で20%以上減少することが見込まれること。

3. 内容（保証条件）

- ①対象資金：経営安定資金
- ②保証割合：100%保証
- ③保証限度額：一般保証とは別枠で2億8,000万円

4. 主な事例（指定中のもの）

- 新型コロナウイルス感染症〔全都道府県〕 [R2.2.18～R6.6.30]
- 令和6年能登半島地震 [R6.1.1～R6.6.30] ※2024年3月末時点：249件 56.8億円の保証承諾